

たなか事務所だより

2017年
5月号

「法定相続情報証明制度」がスタート

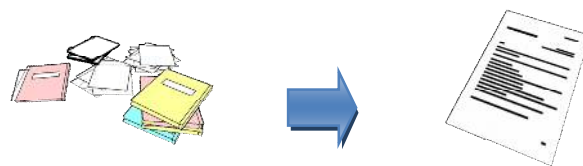
平成29年5月29日から全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「**法定相続情報証明制度**」が始まります。

この制度は、法務局に相続関係が分かる戸籍謄本等の束と併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを**無料で交付する**という制度です。

登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しを様々な相続手続で利用することによって、**戸籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなる**ということです。

この制度の運用によって、相続登記未了のまま放置される不動産を無くするという狙いがあるようです。

いずれにしても、遺産の中に**不動産がある場合は、まず司法書士事務所**に相談していただくと良いと思います。



（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

